

▼表3-4-1-1① 大気汚染に係る環境基準・指針(1)

【環境対策課】

平成26年3月31日現在

物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	(注1) 浮遊粒子状物質 (SPM)	(注2) 光化学オキシダント (O _x)	二酸化窒素 (NO ₂)	(注3) 非メタン炭化水素 (NMHC)
環境上の 条件	1時間値の1日平均値 が0.04ppm以下であり、 かつ、1時間値が 0.1ppm以下であること。 〔原則として5年以内 に達成すること〕	1時間値の1日平均値 が10ppm以下であり、 かつ、1時間値の8時 間平均値が20ppm以 下であること。 〔できる限り速やか に達成維持するこ と〕	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、 1時間値が0.20mg/m ³ 以下で あること。 〔同左〕	1時間値が0.06ppm以 下であること。 〔同左〕	1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppmまでのゾーン内又は それ以下であること。 〔1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmまでの ゾーン内にある地域にあって は、原則としてこのゾーン内 において現状程度の水準を維 持し、又はこれを大きく上回る こととならないよう努めるもの〕	光化学オキシダントの日最高1時間 値0.06ppmに対応する非メタン炭化 水素の濃度として、午前6時から9 時までの3時間平均値が、 0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあ る。
測定方法	溶液導電率法又は紫 外線蛍光法	非分散型赤外分析計 を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測 定方法又はこの方法によって 測定された重量濃度と直線的 な関係を有する量が得られる 光散乱法、圧電天びん法若し くはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶 液を用いる吸光光度法 若しくは電量法、紫外 線吸収法又はエチレ ンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度 法又はオゾンを用いる化学発光 法	ガスクロ分離FID検出器による直接 法又は全炭化水素とメタンの差量 法
告示年月日	昭和48年5月16日	昭和48年5月8日		昭和53年7月11日		昭和51年8月13日(中公審答申)

(注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(注1) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

(注2) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するもの)に限り、二酸化窒素を除く。

(注3) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針。

▼表3-4-1-1② 大気汚染に係る環境基準・指針(2)

【環境対策課】

平成26年3月31日現在

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン (TCE)	テトラクロロエチレン (PCE)	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下である こと。 (できる限り速やかに維持 達成すること。)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 〔同左〕	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 〔同左〕	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 〔同左〕
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
告示年月日	平成9年2月4日			平成13年4月20日

▼表3-4-1-1③ 大気汚染に係る環境基準・指針(3)

【環境対策課】
平成26年3月31日現在

物質	(注4) 微小粒子状物質 (PM _{2.5})
環境上の条件	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 〔微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。〕
測定方法	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
告示年月日	平成21年9月9日

(注4) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

